

5 1. 権利、国民の責務、国家の責務

○環境条項の例

●国民の権利＋責務の併記：ブルガリア憲法 55 条「市民は健康で豊かな自然を……享受する権利を有する。市民は、環境の保護を義務づけられる。」

●国家の責務（国家目標規定）：基本法 20a 条「国は、次の世代に対する責任を果たすためにも、憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また、法律および法の基準に従って執行権および裁判を通じて、自然的生命基盤および動物を保護する。」

○日本国憲法における 3 種の条項

①権利：国民 A が、国（地方公共団体を含む）に対して、不作為／作為を請求。21 条 1 項「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」（不作為請求）、25 条 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」（作為請求）など。

②国民の責務：27 条 1 項「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」など。

③国家の責務（国家目標規定¹）：類似の構造として、25 条 2 項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

2. 環境権および国民の責務条項の限界

○環境権

●肯定論：良好な自然環境を享受する権利としての環境権は、憲法 13 条および 25 条によって基礎づける。

●消極論：①保護されるべき「環境」の範囲、権利主体の範囲、その法的性格等について不明確で空漠にすぎ、裁判において具体的権利として主張されるものではない。

②環境権は、具体的内容および実現の程度・手段が漠然不明確であるというだけでなく、保護の対象となる環境自体が特定の権利主体に帰属しない、一種の公共財であり、理念的な主張にとどまる。

○国民の責務

●肯定論：国民の日常の活動も環境汚染をもたらす原因の一つであり、国民の義務規定も必要である。

●消極論：「納税」や「兵役」のような実践的意義は持たない。勤労の義務と同程度。

3. 国の責務（国家目標規定）

¹ 「市民に主観的権利を与えることなく、国家権力（立法、執行、司法）を特定の目標の遂行に向けて法的拘束力をもって義務づける憲法規範」

○意義

- 国家目標規定：「市民に主観的権利を与えることなく、国家権力（立法、執行、司法）を特定の目標の遂行に向けて法的拘束力をもって義務づける憲法規範」（再掲）。ドイツ基本法 20a 条。
- 利点：①環境保護立法を促進しうる。②行政の環境保護政策を促進し、関心が高まることでその運用の監視の役割を果たす。③国家の環境保全義務を根拠づけうる。

○限界

- 拘束力の限界²：国家目標規定は、基本的には直接に適用可能な法という性格を持たず、国家活動の目標ないし方向のみを指示する。①国家目標規定は立法者に対して「形成委託」として作用する。②これには、手段の選択に加え、目標自体の具体化が含まれる。③立法者の形成余地は広範であるため、違憲となりうるのは、完全な立法不作為か明らかに不十分な立法など、極めて例外的な場合に限られる。

○権利規定との互換性

- 生存権：憲法 25 条 1 項は「いわゆる福祉国家の理念に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるよう国政を運営すべきことを国の責務として宣言したもの」であり、同条 2 項は「同じく福祉国家の理念に基づき、社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言したもの」である。「そして、同条一項は、国が個々の国民に対して具体的・現実的に右のような義務を有することを規定したものではなく、同条二項によつて国の責務であるとされている社会的立法及び社会的施設の創造拡充により個々の国民の具体的・現実的な生活権が設定充実にされてゆくものであると解すべきことは、すでに当裁判所の判例とするところである」。「このように、憲法 25 条の規定は、国権の作用に対し、一定の目的を設定しその実現のための積極的な発動を期待するという性質のものである。……」（最大判昭和 57・7・7 民集 36 巻 7 号 1235 頁＝堀木事件判決）
- 社会国家原理：「憲法的評価の出発点となるのは、人間に値する生存のための最低条件を調達するために必要な範囲で、国家は納税義務者の所得を非課税にしなければならないという原則である。この憲法上の命令は、基本法 20 条 1 項の社会国家原理〔ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的連邦国家である。〕と結びついた 1 条 1 項〔人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である。〕から生じる。これらの憲法規範に従い、資産のない市民に対して、必要な場合には社会給付によってこの最低条件を保障しなければならないのと同様に、国家は、市民から、自らが獲得した収入をこの額——以下、生存最低額と呼ぶ——に達するまで奪うことは許されない」³。

4. むすびにかえて

○詳細な規定と簡潔な規定

² ザクセン・アンハルト州憲法は、基本権・制度保障・国家目標の 3 類型を区別し、3 種の規範の拘束力について、第 3 条において次のように規定する。「①以下の基本権は、立法、執行権および裁判を、直接に妥当する法として拘束する。②以下の制度保障は、ラントに対して、それらの制度を保護し、ならびに制度の存続と発展を保障することを義務づける。③以下の国家目標は、ラントに対して、力の及ぶ限り(nach Kräften)それらの国家目標の実現に努め、ラントがそれらの国家目標に向けて行動することを義務づける」。

³ BVerfGE 82, 60 (85)。

●詳細な規定

1992年8月20日ブランデンブルク州憲法（2015年最終改正）

第8章 自然と環境

第39条（自然的生活基盤の保護）

- 5 (1) 現在および将来の生活の基盤としての自然、環境および成長する文化的景観を保護することは、ラントおよびすべての人間の義務である。
- (2) 何人も、自然的生活基盤の変容から生じる侵犯および受忍できない危殆から、自己の無傷性の保護を求める権利を有する。
- 10 (3) 動物および植物は、生物として尊重される。種と種にかなった生存空間は維持され、保護されなければならない。
- (4) 国家の環境政策は、資源の節約的な利用および再生、並びに、エネルギーの節約的な利用を目指すなければならない。
- (5) ラント、ゲマインデ、ゲマインデ組合、およびその他の公法上の団体は、環境を損害または負荷から保持し、環境被害が除去され、または、補償されるよう配慮すべき義務を負う。公的計画および私的
- 15 計画は、法律の規準に従い、環境協調性を証明しなければならない。財産権は、その行使によって環境に対して違法に重大な危険を与える場合には、制限される。
- (6) ラントの領域で発生したのではない廃棄物の処理は、ベルリンの特殊性の顧慮の下で、例外的な場合にのみ許容され、その性質が特別な程度で健康または環境を脅かす場合には禁止されなければならない。
- 20 (7) ラント、ゲマインデ、ゲマインデ組合は、自然的環境に対する現在および予期される負担について情報を収集し、記録することを義務付けられる。施設の所有者および事業者は、対応する開示する義務を負う。何人も、優越する公益または私益が妨げない限り、情報を求める権利を有する。詳細は、法律で定める。
- (8) 団体訴訟は許容される。承認された環境団体は、自然的生活基盤にかかわる行政手続きに参加する
- 25 権利を有する。
- (9) ラントは、ラントの領域において原子力兵器、生物兵器、化学兵器が開発され、生産され、あるいは備蓄されてはならない。

●簡潔な規定

1999年スイス誓約者同盟憲法

第2条 目的

(1)(2)(3)

(4) スイス誓約者同盟は、自然的生活基盤の持続的な維持と平和的で公正な国際秩序のために尽力する。

●中間的な規定

1992年スロヴァキア憲法第7編 環境および文化遺産の保護を求める権利（2001年最終改正）

44 条 (1) 何人も、良好な環境条件を求める権利を有する。

(2) 何人も、環境および文化遺産を保護し、促進する義務を負う。

(3) 何人も、法律により定められた限度を超えて環境、自然資源、文化財を危うくし、あるいは害してはならない。

5 (4) 国家は、自然資源の節約的な使用、環境的バランス、効果的な環境保護政策に配慮し、野生の動植物の種の保護を保障しなければならない。

(5) 1 項から 4 項の権利および義務の詳細は、法律でこれを定める。

○憲法全体との整合性——美しさと潔さ

- 10 ●いかなる憲法典を望むのか
●簡潔な憲法典の理性